

3 「子ども・子育て支援事業計画」としての役割

子ども総合計画は、国で策定を義務づけている「子ども・子育て支援事業計画」としての役割も持っています。
 「子ども・子育て支援事業計画」は、就学前の教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援について、「いつ」「どれだけ」必要かという量の見込みと、それらを「いつ」「どれだけ」「どんな方法で」提供するかという確保策について定めています。
 就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを把握するため、アンケート調査を行いました。アンケート調査結果から、子どもの年齢や保護者の就労状況等を分析し、量の見込みと確保策を設定しています。

区分	事業	圏域
就学前の教育・保育	● 幼稚園、保育園、認定こども園など	<5地区> 我孫子・天王台・湖北・布佐・新木
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業 ● 子育て短期支援事業 ● 地域子育て支援拠点事業 ● 一時預かり事業 ● 病児保育事業 ● 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ● 利用者支援事業 ● 妊婦健康診査事業 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 養育支援訪問事業 	<市全域> ※ただし、放課後児童健全育成事業は小学校ごとに量見込みの内訳を算出

<今後の方向性>

子ども人口が減少することに伴い、事業によっては事業の量の見込みも減少していく傾向が見られます。新たな施設の建設などの整備はありませんが、利用者のニーズを適切に把握し、必要に応じて計画の見直しを図るなど、柔軟に対応することが必要です。

● 就学前の教育・保育

待機児童ゼロを30年以上継続しています。今後も、年間を通じて待機児童ゼロを維持するため、施設の有効面積に応じて定員の弾力化を図るとともに、教育ニーズが高くなる3歳児以上では幼稚園型認定こども園の2号認定枠の拡大や新制度未移行幼稚園の預かり保育事業の拡充により、定員の確保を行っていきます。

● 地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業においては、あびっ子クラブとの一体的な運営を行い、すべての児童が安全・安心に放課後を過ごせるよう、居場所を確保します。その他事業においても、利用者のニーズに応じて、適切に事業を進めます。

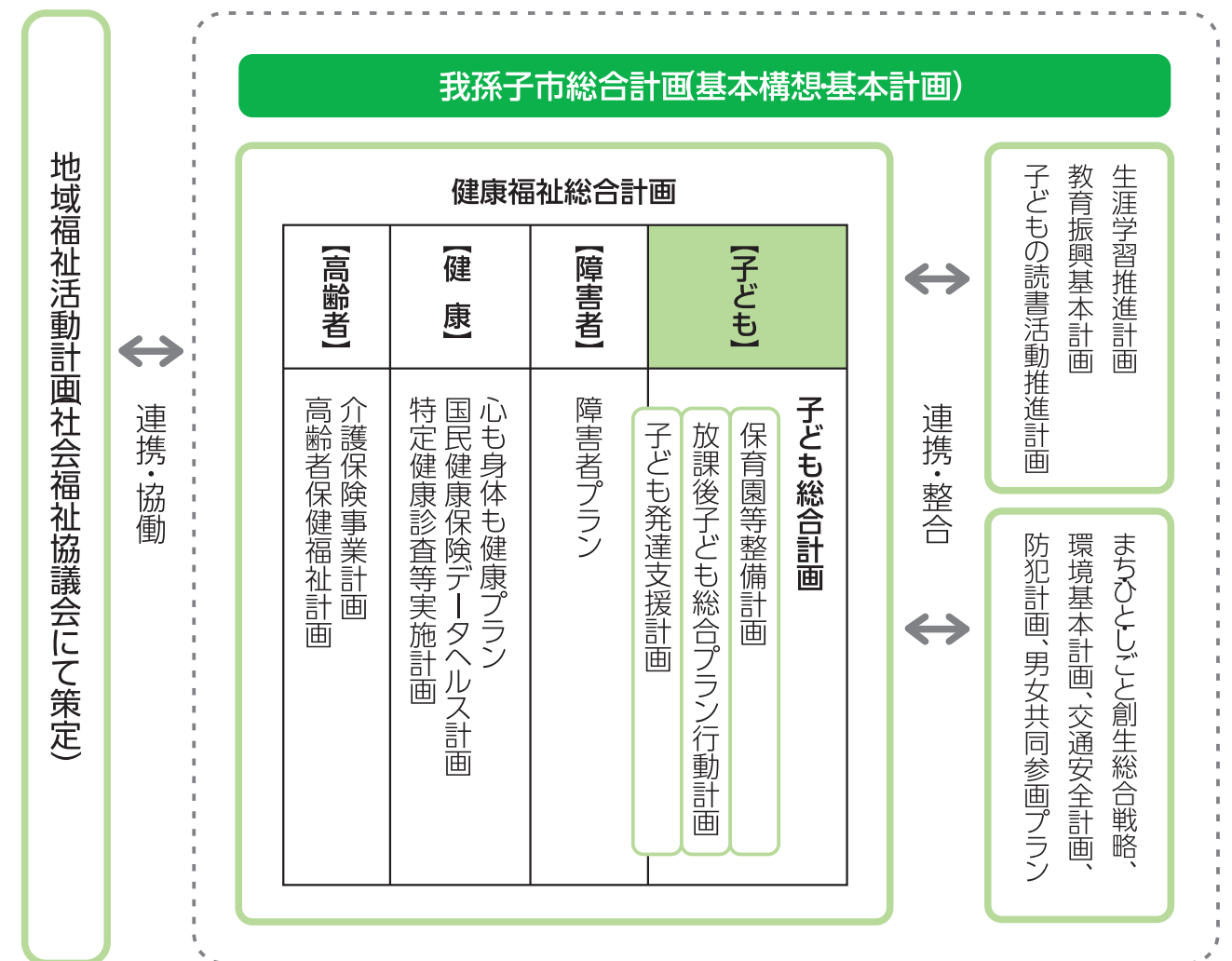
4 子ども総合計画 Q&A

(1) 計画の対象は？

計画の対象の中心は子どもとします。さらに、妊婦の健康や安心して子どもを出産し、子育てできる環境を整えることは、子どもの成長にとって重要であるため、妊婦や子育てを行う家庭・保護者も対象に含みます。

(2) どういう位置づけなの？

我孫子市子ども総合計画は、我孫子市基本構想に則して定める計画である健康福祉総合計画の下位計画として位置づけられています。子ども総合計画は、子ども部門の個別計画です。



(3) 計画の期間は？

令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間としています。